

令和5年度第2回 吹田市個人情報保護審議会

日 時 令和6年3月19日(火) 開会10時00分 閉会11時45分

場 所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

案 件

1 諮問案件

(1) マイナンバー法に基づく住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について 【市民部 市民課】

(2) マイナンバー法に基づく地方税の賦課・徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について 【税務部 税制課・資産税課・市民税課・納税課】

<委員>

出席者：畠田 健治(会長) 河野 和宏(副会長) 豊永 泰雄 岡崎 浩成
荒木 健児 宮前 正利 澤田 佳奈映 三条 健二 中西 清美
平山 雄一 廣瀬 恵美子

<実施機関(説明者)>

(1) 市民課 (参事) 黒瀬 健宏 (主幹) 松本 恵介 (主査) 長島 美緒

(2) 税制課 (主幹) 赤阪 文生 (主査) 藤原 真紗子

資産税課 (課長代理) 徳野 真大

市民税課 (課長) 曾我 昌夫 (主幹) 宮武 昌寛

納税課 (主査) 宇山 聡範

情報政策室 (主幹) 山下 征男 (係員) 岩崎 圭佑

<事務局>

市民部 (部長) 高田 徳也

市民総務室 (室長) 東田 康司 (参事) 田中 義之 (主幹) 井手本 治夫

(主任) 中島 由美恵

<傍聴者>

なし

1 諮問内容

（１）特定個人情報保護評価とは

ア 特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報のデータベース等）を保有しようとする又は保有する国や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で、特定個人情報の漏えい等を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するものです。

イ 評価の実施に当たっては、しきい値判断（対象人数や事務担当者の数、過去１年での漏えい事故等の有無）により、全項目評価、重点項目評価、基礎項目評価に分かれます。

ウ 全項目評価の実施手順

30 万人以上を対象とする特定個人情報ファイルを保有する場合、全項目評価を行うこととなります。

（ア）全項目評価書の作成

（イ）住民等の意見聴取

（ウ）第三者点検

（エ）国の個人情報保護委員会に提出、公表

エ 評価の実施時期

（ア）特定個人情報ファイルの新規保有時 ⇒ 保有しようとする前（義務）

（イ）（ア）以外

a 特定個人情報ファイルに重要な変更を加える場合、当該変更を行う前（義務）

b しきい値判断の結果が変わった場合、速やかに（義務）

c 直近の特定個人情報保護評価書を公表してから５年を経過する前（努力義務）

（２）住民基本台帳事務に係る特定個人情報保護評価の再実施を行う理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第４０号）に基づき、国の定める２０業務（住民記録を含む）のシステム標準化が義務付けられています。本市では、住民基本台帳事務で利用する住民記録システムについて、システムの再構築及び庁内サーバから令和７年（２０２５年）１月に国の選定するクラウド環境及びシステムベンダの提供するクラウド環境への移行を行う予定です。クラウド環境への移行により、データ保存場所等に変更が生じることから、マイナンバーを含む特定個人情報の取扱いに係るリスク分析や対策措置を示した特定個人情報保護評価の再実施を行うものです。

なお、クラウド環境とは、一般的にインターネット等を介して外部のサービスを利用

し、社内のシステムなどを運用するシステム環境のことを指します。今回利用する政府のクラウドサービスは「ガバメントクラウド」と称されており、本市とガバメントクラウド、本市とベンダクラウドを専用回線で接続することで、セキュリティの担保されたシステムの運用を実現します。

(3) 今回の見直しにおける主な変更点

ア 特定個人情報保護評価指針による重要な変更にあたる変更点

クラウド環境への移行に伴うリスク対策等の追加

住民記録システムのサーバ設置場所が庁内からクラウド環境へ移行することに伴い、特定個人情報を含むデータの保管場所が変更となります。データ保管場所の変更に際し、リスク対策として保管方法、消去方法等にクラウド環境の記載を追加しました。

イ 特定個人情報保護評価指針による重要な変更にあたるが、当該リスクの低減となる変更点

取扱い委託の運用終了

遠隔地保管業務の委託終了に伴い、当該記述を削除しました。

(4) 住民等の意見聴取の実施状況

ア 意見聴取の方法

吹田市民の意見の提出に関する条例の手続きに準じて、パブリックコメントによる意見聴取を実施しました。パブリックコメントの実施に際し、「市報すいた」に意見募集記事を掲載し、市ホームページ及び市役所本庁にて評価書（修正案）全文を掲載・閲覧可能としました。

イ 意見提出期間

令和6年(2024年)1月4日(木)～同年2月5日(月)

ウ 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、電子申込システム、直接提出

エ 意見提出件数

1件

オ 主な意見の内容

戸籍広域交付に対する意見であり、住民基本台帳に関する事務を対象とした意見ではありませんでした。

カ 評価書への反映

住民意見による評価書の修正はありません。

(5) 特定個人情報保護評価の再実施スケジュール

令和6年(2024年)1月4日～同年2月5日 市民意見の募集

令和6年(2024年)3月19日 吹田市個人情報保護審議会による第三者点検の実施

令和6年(2024年)4月(予定) 個人情報保護委員会へ評価書を提出し公表

令和7年(2025年)1月(予定) ガバメントクラウドにてシステム稼働

2 議事要旨

委員： 評価書P3 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システム名称の「住民記録システム(=既存住民基本台帳システム)」は「住民記録システム」に、③他のシステムとの接続「既存住民基本台帳システム」も「住民記録システム」に修正してください。同様にP2、P3、P4、P4も修正してください。また、他の事務の全項目評価書も同様に修正してください。理由は、住民記録システムは2025年1月システム再構築・移行するに伴い本評価が実施されおり、再構築される住民記録システムは既存住民基本台帳システムではなく、また、評価表の様式の項目を、職員の方や市民にとって分かりやすくするためです。

実施機関： 現行の住民記録システム(=既存住民基本台帳システム)は、本評価書を公表する令和6年4月時点では使用し続けるため、本評価の対象となり記載が必要となります。

なお、令和7年1月の次期システム稼働にあわせ、事後評価で既存住民基本台帳システムの記載を改める予定です。

委員： P1 ③他のシステムとの接続「宛名システム等」も「団体内統合宛名システム」に修正してください。同様にP2、P3、P4、P5も修正してください。また、他の事務の全項目評価書も同様に修正してください。理由は、吹田市では「団体内統合宛名システム」を構築・運用しており、「宛名システム等」はなく、また、「宛名システム等」では、「団体内統合宛名システム」以外の他のシステムとも接続する表現となっているためです。宛名システム等では、団体内統合宛名システムか税務システム内の宛名システムか判断できないため、評価表の様式の項目を、職員の方や市民にとって分かりやすくしてください。

実施機関： ご指摘のとおり、宛名システム等では表現が曖昧であると考え、個人情報保護委員会の様式の趣旨を確認したうえで、適切な表現へと改めさせていただきます。

委員： P2システム2 ①システム名称の「住民基本台帳ネットワークシステム」を「住民基本台帳ネットワークシステム(以下「住基ネット」という。)」に修正してください。理由は、住基ネットの記載があるためです。

実施機関： ご指摘のとおり、改めます。

委員： P3システム3 ②システムの機能 4 既存システム接続機能「中間サーバと既存システム」の既存システムを③他のシステムとの接続に反映してください。また、③他のシステムとの接続で住民記録システムとの連携を示す「○」が漏れています。追記してください。理由は、③他のシステムとの接続に既存システムが記載されていないためです。

実施機関： 本評価書を公表する令和6年4月時点では使用し続けるため、既存住民基本台帳システムが接続先となります。

委員： P3システム4 ②システムの機能 2 宛名情報管理機能の「氏名・住所などの4情報」を「4情報（氏名、住所、性別、生年月日）」に修正してください。理由は、4情報を明確にすることと他の項目で記載している記載内容を合わせるためです。

実施機関： ご指摘のとおり、改めます。

委員： P4システム5 ②システムの機能「1 既存システム連携機能」を「1 システム連携機能」に修正してください。また、システム6②システムの機能も同様に修正してください。理由は、住民記録システムは2025年1月システム再構築・移行するに伴い本評価が実施されおり、再構築される住民記録システムは既存システムではないためです。

実施機関： ご指摘のとおり、改めます。

委員： P4システム7 ②システムの機能 1 住民向け機能の「自らが受けることができるサービス」を「住民自らが受けることができるサービス」に修正してください。また、名詞の後の句点は削除してください。理由は、脱字のためです。

実施機関： ご指摘のとおり、改めます。

委員： P5システム8 ②システムの機能「2 宛名番号特手機能」は誤字のため、修正するとともに「住基システム」を「住民記録システム」に修正してください。また、名詞の後の句点は削除してください。

実施機関： ご指摘のとおり、改めます。

委員： P5 4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由の次の記載内容を現時点における内容に修正してください。① 事務実施上の必要性 3 送付先情報の「機構に委任することを予定しており、」② 実現が期待されるメリットの項目「実現が期待されるメリット」② 実現が期待されるメリットの「につながるが見込まれる。」、「行政事務の効率化に資することが期待される。」

実施機関： ご指摘のとおり、改めます。

委員： P8 3 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署の2024年2

月末で廃止された各サービスコーナーは削除してください。

実施機関： 今後ご指摘のとおり削除いたします。

委員： P 3 0、3 9、4 5の4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルールの遵守の確認方法に、吹田市の保有する個人情報保護管理要領第20条第2項に規定されている「委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況について、委託先からの報告や実地の調査等により確認する。」を反映してください。

実施機関： ご指摘のとおり、改めます。

委員： P 3 0の4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 「3 バックアップデータの遠隔地保管の場合は、～」は、削除してください。

実施機関： ご指摘のとおり、改めます。

委員： 住登外システムや共通基盤システム（庁内連携システム）は、地方税の賦課・徴収に関する事務では使用するシステムの対象として記載されていますが、住民基本台帳に関する事務でも使用するシステムの対象になりませんか。

実施機関： 住民基本台帳事務では、住登外者は事務の対象外となるため、使用するシステムの対象とはなりません。

委員： P 1 機構とは、地方公共団体情報システム機構のことですか。

実施機関： お見込みのとおりです。

委員： P 4 システム6～10とありますが9、10の説明記載がありません。

実施機関： システム8まであり、システム9、10はありません。しかし、国の様式上システム6～10と表記されてしまい、修正することはできません。

委員： P 5 4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由①事務実施上の必要性 市町村から、機構に委任することを予定しておりとありますが、既に委任しているのではないですか。

実施機関： ご指摘のとおり、改めます。

委員： P 4 9 2.従業者に対する教育・啓発について、これまで具体的にどのような取り組みをしてきましたか。今回の再実施を踏まえ、新たな取り組みをしますか。

実施機関： 年に1回全職員がセキュリティ研修を受講しています。また、住民基本台帳ネットワークシステムを操作する職員については、年に1回動画研修を受講しています。さらに、今回クラウド環境に移行することに伴い、システムが大きく変わりますので、システム操作研修を行う予定です。

委員： P52 2.国民・住民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容 住民基本台帳に「管する」を「関する」に修正してください。

実施機関： ご指摘のとおり、改めます。

委員： 今回の評価は、住民記録システムを再構築する前提でされていると思います。先の質問において、令和7年1月の次期システム稼働時点で、「既存住民基本台帳システム」の記載を改めると回答がありましたが、今回の評価で反映すべきではないですか。

実施機関： 次期システムのテスト実施のために、令和6年6月から、クラウド上に特定個人情報を含むデータを置く予定です。特定個人情報の保管場所が、現在の保管場所から増えるため、今回の評価の再実施を行いました。令和6年6月以降も現行の住民記録システムは継続します。テストであっても、保管場所の変更前には評価の再実施を行わなければいけません。よって、この状況を踏まえると、令和6年4月時点では、現行の住民記録システムの記載を除外することはできません。

委員： では、遠隔地保管業務委託の記載も削除できないのではないですか。

実施機関： 遠隔地保管業務委託は既に終了しているため、削除しました。

委員： バックアップデータは、どこに保管しているのですか。

実施機関： 本庁以外の別の場所に保管しています。本庁が被災したとしても、住民票の発行やり災証明発行ができるように障害対應用データのみを保管しています。

遠隔地保管業務委託は、データをテープに収め、遠隔地に保管していましたが、障害対応の体制が十分確保できていると判断し、終了しました。

委員： 遠隔地保管業務委託をいつ終了したか記載した方がいいと思います。

実施機関： 記載に不足があり申し訳ございません。

委員： 現行の住民記録システムとクラウド化される住民記録システムの両方が動いている状態の評価であれば、システムを区別して記載するべきではないですか。

実施機関： 記載の修正を検討します。

委員： 整理して記載していただければと思います。

委員： なぜ、住民基本台帳に関する事務では住登外システムや共通基盤システムが使用するシステムの対象にならないのですか。

実施機関： 住民基本台帳に関する事務に対しては、共通基盤システムは使用しません。地方税に係る事務については、住民記録システムから連携して受け取ったデータを用いて事務を行っているという点で、記載があるのではないかと推測します。

委員： 住民基本台帳に関する事務では、他部署の情報を庁内連携システムで受け

取って使用することはないということでしょうか。

実施機関： 例えば国民健康保険の加入状況を住民記録システムに取り込み、該当の方が窓口に来られた際に、国民健康保険課を案内するといった対応しています。しかし、それは住民基本台帳に関する事務としての情報の使用とは考えていません。

会 長： 転居された方が市民課窓口に来たときに、国民健康保険等の別の必要な窓口を案内するということですね。

実施機関： お見込みのとおりです。

委 員： 全項目評価書の品質について、担当組織としてどのように評価されていますか。

実施機関： 品質については、長年メンテナンスが行われていなかった経緯もあり、高いものではないと思います。しかし、今回や次回令和7年1月以降の再実施で品質向上を目指し、努力していきたいと考えています。

委 員： 今回の全項目評価書の品質は良いとは言えないと思います。それは、組織体制やスケジュール、人材育成の面などの何らかの要因があると思います。それらの要因を分析し、課題が何かを整理して、対策を検討していただきたい。次回の全項目評価の実施では、その対策を行っていただきたい。

会 長： 今回の全項目評価書の品質が良くないという点について、委員よりもう少し説明していただけますか。

委 員： 今回複数質問し、実施機関から指摘のとおり改めると回答いただいた件については、複数人で確認していれば、防げた誤りであると考えます。きちんとチェックされていない、もしくはチェックが甘かったのではないかと思います。私の想像では、担当者が大変忙しい中で評価書の作成をしていると思います。全項目評価を行うに当たっては、リスク回避の確認のため、人員を割り、しっかりやってほしいと思っています。

委 員： 令和6年6月からは、現行の住民記録システムとクラウド化される住民記録システムの両方が使用されるとのことですが、それがわかるような評価書とはどのようなものですか。令和7年1月には完全にクラウドに移行することですが、その時点でまた新しい評価書を作成するのですか。

実施機関： 今回の評価書は、令和6年6月からクラウド上にデータを置くということで、リスク対策などに変化が生じるため、評価の再実施を行いました。令和7年1月に新システムが稼働すると、現行のシステムは使用しなくなりますので、その状況に合わせた評価書に修正する必要があると考えています。

今回の評価書に、吹田市における措置という記載が何か所かあります。その記載がなくなりますので、評価の再実施を行います。

会 長： 現在吹田市にあるサーバのデータは、令和7年1月新システム移行後に完全に消去するのですか。

実施機関： 必要な処理を施した後、住民記録システムと印鑑登録システムで使用しているデータはすべて削除します。

会 長： データ削除の際のセキュリティ基準がありましたね。

実施機関： 吹田市の情報セキュリティポリシーに規定に基づいて、削除処理をします。論理削除でなく、物理削除として、データを入れていたハードディスクをドライバで穴を空けて復帰できないようにする、溶解処理やローラーで潰す処理を行う等が定められています。今回もそれに準じて削除を行います。

会 長： 移行はどのように行いますか。

実施機関： システムベンダと調整中ですが、現行の住民記録システムのデータをローカルのパソコンに移し、データ処理を行ってから、クラウド環境に通信でデータを移す予定です。

委 員： 「中間サーバ」と「中間サーバー」の記載が混在しているので統一してください。P5 ②システムの機能「住基システム」とありますが、「住基ネット」のことですか。

実施機関： 確認し、修正します。

委 員： ベンダにおける措置としては、ISMAP等は求めないのですか。

実施機関： 契約時に条件を付与していますが、契約ごとに条件が異なるため、評価書に記載しておりません。ISMAPやISO等の資格保持を契約時に求めています。

委 員： ベンダ側にも求めているのですね。

実施機関： はい。現在の契約ベンダはその資格を保持していますが、今後の契約によって変わる可能性もありますので、評価書には記載しておりません。

委 員： 評価書の赤※印は何ですか。

実施機関： 国のフォーマットで、重要な変更にあたる項目に赤※印が記載されています。赤※印のある項目を変更する際は、重要な変更当たり、今回のように、全項目評価の再実施を行い、第三者点検の実施の必要があります。

3 委員間協議

本評価書は、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点に基づき点検した結果、同指針に定める実施手続等に適合した評価が実施されていると認められる。また、本評価書の内容は、同指針に定める特定個人情報の目的に照らし妥当なものと認められる。

ただし、住民基本台帳に関する事務に係る現行システム及びシステム標準化に伴う新

規導入システムそれぞれの評価内容について、可能な限り分かりやすい記載内容とすることを要望する。

また、全項目評価書の作成に当たっては、表記や内容の正確性を担保するための体制について検証することを要望する。

諮問案件（２）マイナンバー法に基づく地方税の賦課・徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施について

【税務部 税制課・資産税課・市民税課・納税課】

1 諮問内容

（１）地方税の負荷・徴収に関する事務に係る全項目評価の再実施を行う理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和３年法律第４０号）に基づき、本市の税務システムの標準化対応については、令和７年（２０２５年）１月にガバメントクラウドを活用した新システムでの運用を開始し、令和８年（２０２５年）３月末までに標準準拠システムへの移行を完了する予定です。上記のガバメントクラウドでのシステム運用は、特定個人情報ファイルに「重要な変更」を加えることに当たるため、当該事務に係る特定個人情報保護評価の再実施を行うものです。

なお、再実施に当たっては、個人情報保護委員会が示す特定個人情報保護評価指針第１０の１（２）に定める審査の観点に則り、評価書の内容を再度点検し、評価書の修正を実施しました。

（２）今回の見直しにおける主な変更点

ア 保管場所やリスク対策等の変更

標準準拠システムをガバメントクラウド上に構築することに伴い、国の定めるガバメントクラウドの安全管理措置に従った内容を追加。

イ システムの機能やファイル記録項目等の変更

国の示す標準仕様書に合わせて、システム機能や保有するデータ項目を変更。

ウ 組織名の変更

令和６年度から税制課と市民税課が統合されることに伴い、特定個人情報を取扱う部署名を変更。

（３）住民等の意見聴取の実施状況

ア 意見聴取の方法

吹田市民の意見の提出に関する条例の手続きに準じて、パブリックコメントによる

意見聴取を実施した。パブリックコメントの実施に際しては、「市報すいた」に記事を掲載し、市ホームページ及び市役所本庁にて全文を閲覧できるようにした。

イ 意見提出期間

令和6年(2024年)1月22日(月)～同年2月21日(水)

ウ 意見提出方法

郵送、ファックス、電子メール、電子申込システム、直接提出

エ 意見提出件数

1件

オ 主な意見の内容

選挙に関係する人に、課税の情報を閲覧されるのではないか。

カ 評価書への反映

住民意見による評価書の修正はなし

(4) 特定個人情報保護評価の再実施スケジュール

令和6年(2024年)3月19日 吹田市個人情報保護審議会による第三者点検の実施

令和6年(2024年)4月(予定) 特定個人情報保護評価書の提出・公表

令和7年(2025年)1月(予定) ガバメントクラウド上で新システムの稼働

2 議事要旨

委員： P4 システム1 ③他のシステムとの接続 「宛名システム等」を「団体内統合宛名システム」に修正してください。また、接続システムが税務システム内の宛名システム場合は、「その他(税務システム(宛名システム))」に修正してください。理由は、宛名システム等では、団体内統合宛名システムか税務システム内の宛名システムか判断できないためです。

実施機関： 個人情報保護委員会の様式を使用しているため、様式変更が可能かどうかの確認をした上で、市民に分かりやすい表現への修正を検討させていただきます。

委員： P12 システム14 ②システムの機能 4 既存システム接続機能 「中間サーバと既存システム」の既存システムを③他のシステムとの接続に反映してください。また、③他のシステムとの接続で住民記録システムとの連携を示す「○」が漏れていますので、追記してください。理由は、③他のシステムとの接続に既存システムが記載されていないためです。

実施機関： ④既存システム接続機能については、中間サーバの機能として記載しておりますが、吹田市では中間サーバと既存システム(税務システム)とは直接の接続はしておらず、今回の再実施においての変更はございません。

委員： P13 システム15 ②システムの機能 2 宛名情報管理機能の「氏名・

住所などの4情報」を「4情報（氏名、住所、性別、生年月日）」に修正してください。理由は、4情報を明確にすることと他の項目で記載している記載内容を合わせるためです。

実施機関： 4情報の意味が明確となるよう、「4情報（氏名、住所、性別、生年月日）」の表現に修正させていただきます。

委員： P14 システム18 ②システムの機能 「1 既存システム連携機能」を「1 システム連携機能」に修正してください。システム6 ②システムの機能も同様に修正してください。理由は、税務システムは2025年1月システム稼働に伴い本評価が実施されおり、再構築される税務システムは既存システムではないためです。

実施機関： 現在再構築中の税務システムを指す言葉でもあるため、「既存」を省いた表現に修正させていただきます。

委員： P15 4特定個人情報ファイルを取り扱う理由の項目の「実現が期待されるメリット」を修正してください。理由は、前回の全項目評価書は2021年9月10日公表され、既に特定個人情報ファイルの取り扱いを継続してきているためです。

実施機関： ご指摘いただいた内容を踏まえ、修正を検討させていただきます。

委員： P70 特定個人情報の入手 リスク1 目的外の入手が行われるリスク対象者以外の入手を防止するための措置の内容 ③住基CS 住基CSオンライン端末は、住民記録システム再構築後は使用されないと考えます。住民記録システム再構築後使用する端末に修正してください。同様に、P71 リスク2 不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容 ③住基CS 住基CSオンライン端末も修正してください。また、P85、86、97、98、109、110も同様に修正してください。

実施機関： 住基CSオンライン端末につきましては、本市で市街在住者の宛名を登録する際、正確な4情報（住所、氏名、生年月日、性別、個人番号）を確認する際に利用しており、税務システム標準化後につきましても、引き続き利用する予定としております。

委員： P75、90、102、114、124の4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルールの遵守の確認方法に吹田市の保有する個人情報保護管理要領（業務の委託等）第20条 2に規定されている「委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況について、委託先からの報告や実地の調査等により確認する。」を反映してください。

実施機関： ご指摘いただいた内容を踏まえ、修正させていただきます。

委員： P75、90、102、114、124の4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 「3 バックアップデータの遠隔地保管の場合は、～」は、削除してください。

実施機関： バックアップデータの遠隔地保管の内容は削除する形での修正をさせていただきます。

委員： 吹田市の保有する個人情報等保護管理要領には、業務の委託等の際は「委託先における責任者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況について、委託先からの報告や実地の調査等により確認する。」と規定していますが、今回の評価書には記載されていません。このことから、庁内の教育研修が十分ではないのではないかと思います。

事務局： 教育研修については、個人情報保護法に関する研修とは別に、保有個人情報の安全管理措置に特化した研修も実施しています。また、同要領の当該部分を改正した際には、その旨を周知するとともに、その対応についても説明したところですが、ご指摘のとおり、本日の諮問案件2件ともに当該記載が漏れていたことは、事務局としても課題として認識しないといけないと考えています。

委員： では、改めて周知等の対応をされるという理解でいいですか。

事務局： おっしゃるとおりです。

委員： 今回の案件にかかわらず、業務を委託する際、契約書等において実地調査等を実施できる旨の規定はなされていますか。

事務局： 規定しています。

委員： 表記の問題だが、「サーバ」と「サーバー」が混在しているようなので、整理してもらえたらと思います。また、P31の使用の主体欄の変更点として「市民税課」と記載されているが、これは部名を付けなくてもよいですか。

実施機関： 当該欄については、「税務部」と付けずに表記しています。

3 委員間協議

本評価書は、個人情報保護委員会が制定した特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点に基づき点検した結果、同指針に定める実施手続等に適合した評価が実施されていると認められる。また、本評価書の内容は、同指針に定める特定個人情報の目的に照らし妥当なものと認められる。